

必須媒体仕様等

※ 下記各媒体に示す【内容及び仕様】は、それぞれ実施を義務付ける最低限の内容を記載したものであり、この内容を上回る企画提案が可能です。

1 広報紙「いわて県議会だより」

(1) 名称

「いわて県議会だより」

(2) 発行名義

企画・発行：岩手県議会

編集・印刷：受託者

(3) 業務内容

広報紙の発行に関する次の事項。

令和6年度においては、令和6年2月定例会分から令和6年12月定例会分までの発行となるが、令和6年2月定例会分については、原稿を岩手県議会事務局が提供することとし、エ以降を受託者が行うこととする。

また、令和7年2月定例会分については、アからウまでを受託者が行うこととする。

ア 企画構成（岩手県議会事務局と共同で実施）

従来の紙面構成を基本とする。

イ 必要に応じて取材の実施

ウ 原稿の作成

質問要旨部分の作成に当たっては、質問及び答弁内容に関する資料を岩手県議会事務局が貸与する。

また、掲載項目（一人1項目）については、岩手県議会事務局が指定する。

おって、掲載議員の質問時の顔写真については、岩手県議会事務局が提供する。

なお、質問要旨部分の掲載量は次のとおり変化する。（ただし、今後の状況の変化により、増減の可能性がある。）

令和6年6月定例会8人分、9月定例会9人分、12月定例会9人分、令和7年2月定例会16人分

エ 写真、カット等の企画、手配（撮影、借上等）、デザインの実施

オ 割付、校正、その他編集

カ 岩手県議会事務局との確認調整作業

キ 印刷製本

ク 発送、納品

ケ 岩手県議会ホームページへの掲載用PDFファイルの納品

コ その他必要な事項

本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。

(4) 規格等

ア 判型・頁数

令和6年2月及び令和7年2月定例会分
タブロイド判8頁以上又はA4判16頁以上
令和6年6月、9月及び12月定例会分
タブロイド判4頁以上又はA4判8頁以上

イ 刷色 カラー

ウ 紙質 特に指定なし

エ 文字の大きさ

原則として14級以上を用いること。

オ フォントの種類

ユニバーサルデザインフォントを用いること。

カ 各質問者のオンデマンド放送に誘導するQRコードを掲載すること。

キ 岩手県議会ホームページの「いわて県議会だより」音声データに誘導するQRコードを掲載すること。

ク 発行部数

1回の発行につき518,800部

内訳 県内各世帯配布用 518,000部（予備を含む）

関係機関配布用 800部

ただし、発行部数については、県内世帯数の増減に連動するものである。

ケ 発行回数

年4回（毎定例会終了後）

コ 発送箇所、部数について

岩手県議会事務局が指定する場所に、指定する部数での梱包を行った上で発送すること。

送付先は各市町村役場及び支所並びに岩手県議会事務局の計51か所。各市町村送付分については行政区単位に仕分け、梱包及び行政区名等の表示等を行い、口数は4,341口。うち岩手県議会事務局への送付分については、362口。

市町村別の仕分口数は別紙2-2『『いわて県議会だより』市町村別送付部数及び送付箇所数等』を参考のこと。

ただし、仕分口数については、各市町村の状況に応じて変動するものである。

サ 企画骨子

下記項目を盛り込むこと。

(ア) 定例会のあらまし

(イ) 議決の状況

(ウ) 請願の採択状況

(エ) 議員・委員会が提出した議案等

(オ) 県政に関する質問（各質問者のオンデマンド放送に連動するQRコードを掲載）

(カ) 予算・決算特別委員会のあらまし

(キ) 各委員会の審議・活動状況

(ク) 議会事務局からのお知らせ

(5) 業務工程

別紙2-3「いわて県議会だより業務工程」のとおり。

2 視覚障がい者向け広報「いわて県議会だより点字版」

- (1) 名称
「いわて県議会だより点字版」
- (2) 発行名義
企画・発行：岩手県議会
編集・印刷：受託者
- (3) 業務内容
「いわて県議会だより点字版」の製作及び発送業務に関する次の事項。
 - ア 原稿の作成
広報紙「いわて県議会だより」の内容を元に原稿を作成する。
 - イ 岩手県議会事務局との確認調整作業
 - ウ 印刷製本
 - エ 発送、納品
- (4) 規格等
 - ア 判型 B5判
 - イ 頁数 50頁以上
 - ウ 紙質 表紙：白上質紙（150kg）、本文：白上質紙（90kg）
 - エ 製本 冊子左側2か所をステープラー止め
 - オ 発行部数
1回の発行につき160部
ただし、発行部数については、送付希望者の増減に連動するものである。
 - カ 発行回数
年4回
 - キ 発送について
 - (ア) 岩手県議会事務局が作成する名簿に基づき、受託者が発送業務を行うこと。
 - (イ) 発送に当たっては、第四種郵便物（点字郵便物）扱いとすること。
- (5) その他
 - ア 作業等に係る詳細については、受託者及び岩手県議会事務局において、協議の上決定すること。
 - イ 業務の完了報告に当たっては、郵便局が発行する差出個数証明書を提出すること。

3 視覚障がい者向け広報「いわて県議会だよりテープ版」

- (1) 名称
「いわて県議会だよりテープ版」
- (2) 発行名義
企画・発行：岩手県議会
編集・製作：受託者
- (3) 業務内容
「いわて県議会だよりテープ版」の製作及び発送業務に関する次の事項。
 - ア 原稿の作成
広報紙「いわて県議会だより」の内容を元に原稿を作成する。
 - イ 岩手県議会事務局との確認調整作業
 - ウ 録音製作
 - エ 発送、納品
- (4) 規格等
 - ア 録音テープは、令和6年2月定例会分は往復90分以内、令和6年6月、9月及び12月定例会分は往復60分以内とする。
 - イ 録音テープの始まりと終わりに音楽を入れること。
 - ウ 質問要旨部分については、2人のナレーターによる問答とすること。
 - エ 発行本数
1回の発行につき20本
ただし、発行本数については、送付希望者の増減に連動するものである。
 - オ 発行回数
年4回
 - カ 発送について
 - (ア) 岩手県議会事務局が作成する名簿に基づき、受託者が発送業務を行うこと。
 - (イ) 録音テープは回収方式とし、本人から返送のない場合は、岩手県議会事務局に連絡すること。
 - (ウ) 発送に当たっては、第四種郵便物（特定録音物等郵便物）扱いとすること。
 - (エ) 発送に合わせて、岩手県議会事務局に県議会HP掲載用の音源データを納品すること。
- (5) その他
 - ア 作業等に係る詳細については、受託者及び岩手県議会事務局において、協議の上決定すること。
 - イ 業務の完了報告に当たっては、郵便局が発行する差出個数証明書を提出すること。

4 視覚障がい者向け広報「いわて県議会だよりデージー版」

- (1) 名称
「いわて県議会だよりデージー版」
- (2) 発行名義
企画・発行：岩手県議会
編集・製作：受託者
- (3) 業務内容
「いわて県議会だよりデージー版」の製作及び発送業務に関する次の事項。
 - ア 原稿の作成
広報紙「いわて県議会だより」の内容を元に原稿を作成する。
 - イ 岩手県議会事務局との確認調整作業
 - ウ 録音製作
 - エ 発送、納品
- (4) 規格等
 - ア 収録する媒体は CD-RW とすること。
 - イ 収録内容はテープ版と同程度とする。
 - ウ デイジー図書凡例に関するコメントを入れること。
 - エ 発行本数
1回の発行につき 20 枚
ただし、発行枚数については、送付希望者の増減に連動するものである。
 - オ 発行回数
年 4 回
 - カ 発送について
 - (ア) 岩手県議会事務局が作成する名簿に基づき、受託者が発送業務を行うこと。
 - (イ) CD-RW は回収方式とし、本人から返送のない場合は、岩手県議会事務局に連絡すること。
 - (ウ) 発送に当たっては、第四種郵便物（特定録音物等郵便物）扱いとすること。
- (5) その他
 - ア 作業等に係る詳細については、受託者及び岩手県議会事務局において、協議の上決定するものであること。
 - イ 業務の完了報告に当たっては、郵便局が発行する差出個数証明書を提出すること。

5 テレビ広報「きょうの県議会」

(1) 名称

「きょうの県議会」

(2) 放送名義

企画：岩手県議会

製作：受託者

(3) 業務内容

ア 令和6年6月、9月、12月、令和7年2月定例会において行われる各交渉団体会派による代表質問及び一般質問の様態を収録し、登壇者の意図するところをコンパクトに表現するよう受託者において編集を行い、下記(4)の放送期間内に、岩手県を放送対象地域とする電波法の規定による放送局の免許を受けている事業者において放送すること。

イ 放送内容は、岩手県議会ホームページで公開している「きょうの県議会（令和5年度放送分）」を基本とする。（<https://www.pref.iwate.jp/gikai/koho/tv/1068940.html>）

ウ 収録は原則として放送時間のおおむね1時間前までとするが、登壇者全員の質問の様態が放送されるよう可能な限り対応すること。ただし、収録ができなかった場合は、登壇者の写真を利用するなど臨機応変に対応し、公平性の確保に十分配慮すること。

エ 番組の視聴及び傍聴の促進に関する宣伝を実施すること。

オ 放送内容については、岩手県議会のホームページにおいてオンデマンド放送を行うので、CD-ROM等にMPEG-1規格により記録し、放送日の翌日（翌日が土、日曜日及び祝日の場合はその翌日）までに提出すること。

(4) 放送期間

ア 岩手県議会定例会における代表質問（年間で1日間）及び一般質問（年間で13日間）の実施日の、18時30分から23時までの間で、より多くの県民の視聴が期待される時間帯に、当日の様態を3分間以上（代表質問実施日は4分間以上）放送することを必須とする。

なお、放送時間は、原則として令和6年6月、9月、12月、令和7年2月定例会とも同じ時間帯とする。

イ 代表質問及び一般質問実施日の上記アの放送終了後から24時までの間に再放送を行うこと。

なお、放送時間は、原則として令和6年6月、9月、12月、令和7年2月定例会とも同じ時間帯とする。

ウ 各定例会における代表質問及び一般質問の上記アの全放送終了後から21日後までの土曜日又は日曜日に、各定例会の総集編の放送を行うこと。

なお、放送時間は、原則として令和6年6月、9月、12月、令和7年2月定例会とも同じ時間帯とする。

(5) その他

ア 総集編には事務局が撮影した手話通訳の映像を挿入して編集すること。

イ 放送に係る詳細については、受託者及び岩手県議会事務局において、協議の上決定するものであること。

6 テレビ広報「代表質問テレビ放送」

(1) 名称

「代表質問テレビ中継」

(2) 放送名義

企画：岩手県議会

製作：受託者

(3) 業務内容

ア 令和7年2月定例会代表質問の模様を、当日の13時から18時までの間に3時間55分、岩手県を放送対象地域とする電波法の規定による放送局の免許を受けている事業者において中継又は録画により放送すること。

なお、編成上の都合で放送枠を当日内に全て確保することが困難となった場合は、当日から3日以内（土日及び祝日を除く。）のできるだけ早い日の13時から18時までの間に、合計3時間55分放送すること。

イ 放送に当たっては、発言内容の編集は行わないこと。

ウ 県政記者による解説等を加えること。

エ 収録、放送に要する器機、設備については、受託者において議場内等への設置、撤去を行うこと。

オ 中継車の駐車場所、アンテナ設置場所、アナウンス室、控室等は岩手県議会事務局において確保するものであること。

カ 放送に関する番組宣伝を実施すること。

キ 放送内容を収録したDVD1枚を速やかに提出すること。

(4) 放送期間

令和7年2月定例会：令和7年2月

(5) その他

放送に係る詳細については、受託者及び岩手県議会事務局において協議の上決定するものであること。

7 多様な媒体を活用した広報の実施

(1) 名称

「県民の県議会への興味・関心を高める広報」

(2) 名義

企画：岩手県議会

製作：受託者

(3) 業務内容

県民の県議会への興味・関心を高める県議会の広報に関する次の2つの広報。

ア 若者に対する県議会への興味・関心を高める広報

(ア) 若者に対する県議会への興味・関心を高めるものとして、県議会広報を企画・作成し、実施すること。

※ 若者とは30歳未満を想定しているもの。

(イ) 広報媒体は、企画提案による。(多様な媒体※の活用を検討すること)

※ 「多様な媒体」とは、紙媒体、SNS、ホームページなどをいい、提案する媒体は複数媒体の組み合わせでも構わないものであること。

(ウ) 岩手県議会ホームページ等への広報にも活用できる掲載用データを納品すること。

イ 親子県議会教室開催に係る広報

(ア) 県議会への興味・関心を高めるものとして、県議会広報を企画・作成し、実施すること。

(イ) 広報媒体は、企画提案による。(県内全域に広報できる媒体とすること)

(ウ) 岩手県議会ホームページ等への広報にも活用できる掲載用データを納品すること。

(4) その他

企画内容、作業等に係る詳細については、受託者及び岩手県議会事務局において協議の上決定するものであること。

なお、著名人等を使用する際は、3年以上活用できることとし、その詳細についても受託者及び岩手県議会事務局において協議の上決定するものであること。

8 若者向け県議会傍聴案内ポスターデザインコンテスト

(1) 名称

「若者向け県議会傍聴案内ポスターデザインコンテスト」

(2) 名義

企画：岩手県議会

製作：受託者

(3) 業務内容

若者向けに県議会の傍聴案内、議会日程等を掲載したポスターデザインコンテストに関する次の業務を実施すること。

県が募集告知するための告知案等をデータ（PDF、Word）で納品すること。

ア 応募作品の募集告知案等の制作

(7) 別途、県が定める募集要領により、作品募集の告知をするためのキャッチコピーを提案すること。

(イ) ポスター・リーフレット・ホームページ等による情報発信のための告知案を制作すること。

(ウ) (イ)について、県内の高校、専門学校、大学等へ配布するなど広く周知し、応募件数を30件以上確保するよう努めること。

イ 応募作品の取りまとめ及び提出

(7) 応募作品は、受託者が取りまとめること。

(イ) 応募作品は、CD-R等によりデータで納品すること。

ウ 入賞者との連絡・調整等

(7) 表彰式の出席等に関すること。

(イ) 作品への定例会情報の追記、編集、印刷※、入賞者との調整に関すること。

※ 各定例会の開会日の14日前（6月定例会については、開会日の3日前）までに、定例会毎に1,000枚（判型：A3判 紙質：コート110kg）を県議会事務局に納品すること。

(4) 実施期間

ア 作品募集 令和6年4月から令和6年6月頃まで

イ 作品審査 令和6年6月

ウ 表彰式 令和6年7月頃

(5) その他

掲載する内容や作業等に係る詳細については、受託者及び岩手県議会事務局において協議の上、決定するものであること。